

○中間市議会ハラスメント根絶条例

令和3年9月27日条例第21号

令和7年4月1日条例第 号

市民から負託を受けた市議会議員及び全ての職員は、市政に携わる権能と責務を深く自覚し、公共の福祉の増進という地方自治の本旨を体現するとともに、住民全体の奉仕者として住民福祉の向上に努めなければならない。ハラスメントは、他者に対して行われる極めて悪辣な行為であり、ハラスメントに対する無自覚によって相手に被害を与える「人権侵害」である。また、ハラスメントは、基本的人権、個人の尊厳を著しく傷つけ、議会活動に支障を来し、議会の社会的信用及び信頼を失うことにつながる。特に職員に対するハラスメントは、議員と職員という人間関係を背景とするため顕在化しにくい上に、不当に職員の尊厳を傷つけ、最悪の場合、回復不能な肉体的、精神的な被害をもたらす、ひいては人材の喪失、行政の停滞を招くことになり、更には議員への市民の信頼を裏切ることになりかねない。中間市議会は、議員及び議会としての役割を十分発揮するため、互いに人格を尊重し相互信頼を深めることを通じて、ハラスメントの防止及び根絶に努め、信頼される議会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、議員による議員の地位を利用した、職員に対するハラスメント及び議会内における議員間のハラスメントを防止及び根絶するための措置を講じ、全ての職員が個人としての尊厳を尊重され、良好な職場環境を確保することで市政の効率的運用に寄与し、もって信頼される議会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ハラスメント パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント、モラルハラスメント、ジェンダーハラスメント、SOGI（ソジ）ハラスメント及びその他のハラスメントをいう。

(2) パワーハラスメント 次に掲げるものをいう。

ア 議員の侮辱的な言動又は乱暴な言動（暴行、暴言（風説の流布を含む。）その他本来業務を達成する目的の範囲を超えて人格及び尊厳を侵害する言動をいう。）により、相手方の就業環境が害され、又は当該相手方を肉体的若しくは精神的に傷つけるもの

イ 正当な理由なく勤務条件に不利益を与える行為により雇用不安を与えるもの

ウ 相手方の能力の発揮を阻害するほどの叱責又は指導により、当該相手方の就労意欲を極端に低下させるもの

エ 不要な業務、合理性のない業務、遂行が不可能な業務その他正当な理由のない業務を命ずるもの

(3) セクシュアルハラスメント 次に掲げるものをいう。

ア 性的な事実関係を尋ねるもの

イ 性的な内容の情報を意図的に流布するもの

ウ 性的な内容の発言及び性的な関係を強要するもの

エ 必要なく他人の身体に触れるもの

オ わいせつな図画を配布し又は掲示するもの

カ アからオまでに掲げるもののほか、性的な言動により相手方の個人としての人格及び尊厳を不当に傷つけ、勤務条件に不利益を与え、又は就業環境を害するもの職務上の地位、役職等の優位性を背景に、適正な職務権限の範囲を超えて、当該相手方に肉体的又は精神的な苦痛を与える行為

(4) マタニティハラスメント 妊娠、出産及び育児並びに介護に関する制度又は措置の利用に関する言動により相手方の就業環境を害するもの、並びに妊娠、出産及び育児並びに介護に関する言動により当該相手方の就業環境を害するもの（業務分担、安全配慮等業務上の必要性に基づくものを除く。）をいう。

(5) モラルハラスメント 相手方に対して言動、態度、身振り、文書等により、繰り返し、人格や尊厳を傷つけ、又は精神的に損傷を与えるものをいう。

(6) ジェンダー・ハラスメント 性別により区別し、相手方に対してその意思に反する言動を強制し、又はその人格と尊厳を侵害する言動を行うこと等により、当該相手方に肉体的又は精神的な苦痛を与える行為をいう。

(7) SOG I（ソジ）ハラスメント 性的指向や性自認に関して、差別的な言動や嘲笑、いじめや暴力等の肉体的又は精神的な嫌がらせを行う行為をいう。

(8) その他のハラスメント 前各号に掲げるもののほか、職場等において、他者に対する言動等が、本人の意図には関係なく、相手を不快にさせ、尊厳を傷つけ、不利益を与え、又は脅威を与えるものをいう。

(9) 職員 常勤、非常勤等の任用形態又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職、同条第3項に規定する特別職及び同法第22条の2に規定する会計年度任用職員並びに契約による派遣職員等をいう。

（議員の責務）

第3条 議員は、市民の代表者として、権能及び責務を自覚するとともに、常に高い倫理意識を持ち、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、人権侵害に当たること及び職員の労働意欲を低下させることを自覚認識し、議員間又は職員の人格を尊重してハラスメントの防止及び根絶に努めなければならない。

2 議員は、当該議員によるハラスメントがあると疑われたときは、自ら誠実な態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明確にするよう努めなければならない。

3 議員は、ハラスメントに当たる言動があると認められる事態に遭遇したときは、当該議員に対し厳に慎むべきを指摘し、解決するよう努めなければならない。

（宣誓書の提出義務）

第4条 議員は、その職に就任後速やかに市議会議長（以下「議長」という。）にこの条例を遵守する旨の宣誓書を提出しなければならない。

（調査及び研修等）

第5条 議長は、ハラスメントの防止及び根絶を図るため、必要に応じて実態を把握するための調査をするとともに、議員に対し必要な研修等を毎年度実施しなければならない。

（ハラスメント防止根絶会議の設置）

第6条 議長は、ハラスメントの防止及び根絶を図るため、議員で組織するハラスメント防止根絶会議を設置する。

(相談窓口の設置)

第7条 議長は、議員によるハラスメントの申出に対応するため、相談窓口を設置するものとする。

(相談等の申出等の手続)

第8条 議員によるハラスメントを受けた又は目撃し、若しくは把握した議員及び職員は、相談窓口に対し、ハラスメントの相談及び苦情を書面、口頭又はこれに準じた手段により申し出ることができる。

2 前項の規定による申出は、現実にはハラスメント事案が発生した場合に限らず、その発生のおそれがある場合にも行うことができる。

3 相談窓口において前2項の規定による申出を受けた者は、月毎の相談等の申出受付の件数を議長に報告しなければならない。この場合において、相談者の同意を得ているときは、その申出の内容を速やかに議長に報告しなければならない。

4 議長は、前項の規定による月毎の相談等の申出受付の件数の報告を受けたときは、第6条に規定するハラスメント防止根絶会議に通知するものとする。

(事実関係の把握等)

第9条 議長は、ハラスメントの事実関係の認定の申出があったときは、円滑かつ公正な解決を図るため、見識を有する者等で構成する第三者調査委員会（以下、「委員会」という。）を設置することができる。

2 委員会の組織及び委員その他委員会に関し必要な事項については、議長が別に定める。

(公表等)

第10条 議長は、前条に規定する委員会の調査の結果を尊重し、ハラスメントが確認された場合は、ハラスメントを行った議員に対して、指導、助言、注意その他必要な措置を講ずるものとする。

2 議長は、前項の規定により措置を講じたときは、当該ハラスメントが確認された議員の氏名及びその要旨を公表するものとする。

(議長職務の代行)

第11条 議長が調査の対象になったときは副議長が、議長及び副議長が共に調査の対象になったときは年長の議員が、この条例に規定する議長の職務を行う。

(プライバシーの保護等)

第12条 議員及び報告を受けた者は、事案の当事者等のプライバシーの保護に十分配慮し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 議長は、第10条の規定による公表をしようとするときは、事案の当事者等のプライバシーの保護に十分配慮しなければならない。

3 事案の当事者は、当該事案をみだりに公表し、相手方の利益を不当に侵害してはならない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(検討)

- 2 議会は、この条例の施行後3年以内に、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の中間市議会ハラスメント根絶条例（以下「旧条例」という。）第2条に規定するハラスメント（以下「旧ハラスメント」という。）に係る苦情は、この条例による改正後の中間市議会ハラスメント根絶条例（以下「新条例」という。）第8条第1項の規定により申し出ることができる。この場合における申出の取扱いについては、新条例の定めるところによる。
- 3 旧ハラスメントに係る苦情であって、この条例の施行の際現に旧条例の定めるところにより取り扱われているものについては、この条例の施行日以後は、新条例の規定により取り扱うものとする。